別表第２（第４条関係）

１　建築物

整　備　項　目	整　　備　　基　　準
１　廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	多数の者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ　段を設ける場合は、当該段は、２の項のイからコまでに定める構造とすること。 ウ　階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下同じ。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合は、この限りでない。 エ　壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。 オ　建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。 カ　必要に応じ、両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。
２　階段（その踊り場を含む。以下同じ。）	多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア　幅は、内法を150センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、当該手すりがないものとみなして算定することができる。 イ　けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。 ウ　踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。 エ　け込みの寸法は、２センチメートル以下とすること。 オ　両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。 カ　主たる階段には、回り段を設けないこと。 キ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ク　踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 ケ　階段の上端及び下端に近接する踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合は、この限りでない。 コ　縁端は、つえが脱落しないよう壁面とし、又は５センチメートル以上立ち上げること。
３　傾斜路	多数の者の利用に供する傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。 ア　傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 イ　高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。 ウ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ　傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 オ　傾斜路の踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合は、この限りでない。 カ　縁端は、つえ、車いすのキャスター等が脱落しないよう壁面とし、又は５センチメートル以上立ち上げること。
４　便所	(1) 多数の者の利用に供する便所は、次に定める構造とすること。 ア　多数の者の利用に供する便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を１以上（車いす使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上。以下同じ。）設けること。ただし、車いす使用者用便房を１以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合は、この限りでない。 イ　車いす使用者用便房の洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。 ウ　車いす使用者用便房には、非常用の呼出装置を設けること。

	エ　車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 オ　車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとすること。 カ　車いす使用者用便房がある便所には、その出入口に見やすい方法により車いす使用者用便房のある旨を表示すること。 キ　便所の出入口付近には、必要に応じ、点字により男子用又は女子用の別及び便所の構造を示した案内板その他の設備を設けること。 ク　段を設けないこと。 ケ　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 コ　必要に応じ、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者が、パウチやしびんの洗浄ができる水洗器具等を設けること。 (2) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける階ごとに、当該便所のうち１以上に、手すりを備えた床置式の小便器その他これに類する小便器を１以上設けること。
5　敷地内の通路	多数の者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ　段を設ける場合は、当該段は、２の項（ケを除く。）に定める構造とすること。 ウ　傾斜路及びその踊り場を設ける場合は、当該傾斜路及びその踊り場は、３の項のア、ウ、エ及びカに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 (ｱ) 高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある場合には、両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。 (ｲ) 手すりは、冬期の利用に配慮した材質を使用したものとすること。 エ　排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 オ　案内標示板を設ける場合は、当該案内標示板は、積雪等に配慮した高さに設けること。
6　駐車場	多数の者の利用に供する駐車場には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。 ア　車いす使用者用駐車施設の数は、駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に100分の２を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている場合は、この限りでない。 イ　車いす使用者用駐車施設は、７の項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるとともに、屋根を設ける等積雪又は通路の凍結に配慮した構造とすること。 ウ　幅員は、350センチメートル以上とすること。 エ　車いす使用者用である旨を積雪等に配慮した方法により表示すること。 オ　必要に応じ、出入口までの経路について誘導標示を行うこと。
7　障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の経路（以下「利用円滑化された経路」という。）	(1) 次に掲げる場合には、アからウまでに定める経路のうちそれぞれ１以上は、利用円滑化された経路とすること。 ア　建築物に、多数の者の利用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路 イ　建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路 ウ　建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (2) 利用円滑化された経路は、次に定める構造とすること。 ア　当該利用円滑化された経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は車いす使用者が利用可能な昇降機を併設す

る場合は、この限りでない。
イ　当該利用円滑化された経路を構成する直接地上に通ずる出入口は、次に定める構造とすること。
(ｱ) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
(ｲ) 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。
(ｳ) 戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。
ウ　当該利用円滑化された経路を構成する出入口（イに規定するものを除く。）は、次に定める構造とすること。
(ｱ) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
(ｲ) 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。
(ｳ) 戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。
エ　当該利用円滑化された経路を構成する廊下等は、１の項の規定によるほか次に定める構造とすること。
(ｱ) 幅は、内法を180センチメートル（廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに２人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分を設ける場合は、140センチメートル）以上とすること。
(ｲ) 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(ｳ) 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により通行の安全に支障のないよう必要な措置を講ずること。
オ　当該利用円滑化された経路を構成する傾斜路は、３の項の規定によるほか次に定める構造とすること。
(ｱ) 幅は、内法を150センチメートル（段を併設する場合は、120センチメートル）以上とすること。
(ｲ) 勾配は、12分の１を超えないこと。
(ｳ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
カ　当該利用円滑化された経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に定める構造（主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合は、(ｱ)から(ｹ)まで、(ｽ)及び(ｾ)に定める構造）とすること。
(ｱ) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止すること。
(ｲ) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。
(ｳ) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。
(ｴ) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。
(ｵ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
(ｶ) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
(ｷ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
(ｸ) かごの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。
(ｹ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
(ｺ) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
(ｻ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(ｵ)の制御装置を除く。）は、点字表示を行う等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とし、かつ、乗降ロビーには、制御装置

	の位置を知らせる注意喚起用床材を敷設すること。 (ｼ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。 (ｽ) かご内には、手すりを設けること。 (ｾ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。 キ　当該利用円滑化された経路を構成する車いす使用者が利用可能な昇降機（エレベーターを除く。）の乗降部に接する部分は、高低差がないものとすること。 ク　当該利用円滑化された経路を構成する敷地内の通路は、５の項の規定によるほか、次に定めるものであること。 (ｱ) 幅は、180センチメートル以上とすること。 (ｲ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (ｳ) 傾斜路は、次に定めるものであること。 ａ　幅は、150センチメートル（段に併設する場合にあっては、120センチメートル）以上とすること。 ｂ　勾配は、15分の１（消融雪装置を設けていない場合にあっては、20分の１）を超えないこと。 ｃ　高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の１を超えるものに限る。）にあっては、高さが75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (ｴ) 直接地上へ通ずる出入口に接する部分には、屋根若しくはひさし又は消融雪装置を設けること。 (3) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のクの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
8　案内設備までの経路	(1) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路（多数の者の利用に供するものに限る。）のうち１以上は、視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。 (2) (1)に掲げる経路は、次に定める構造とすること。 ア　当該経路に、誘導用床材及び注意喚起用床材（以下「点字ブロック」という。）等を適切に組み合わせ、できる限り曲がりの少ない道筋に連続的に敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ　当該経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 (ｱ) 車路に近接する部分 (ｲ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がない部分を除く。）
9　浴室及びシャワー室（以下「浴室等」という。）	多数の者の利用に供する浴室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室等を１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上）設けること。 ア　出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 イ　出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとすること。 ウ　出入口には、障害者、高齢者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ　出入口に戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。 オ　手すり等を適切に設けること。 カ　車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。 キ　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 ク　シャワー及び水栓器具の１以上は、障害者、高齢者等が円滑に操作できるものを設けること。 ケ　浴槽は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる高さに設けること。

	コ　必要に応じ、非常用の呼出装置を設けること。 サ　利用円滑化された経路から浴室等までの経路のうち１以上は、７の項に定める構造とすること。
10　客室	(1) 別表第１の１の項の(7)に掲げる建築物には、次に定める構造の客室を設けること。 ア　イからカまでに定める構造の客室の数は、客室の総数が200以下の場合にあっては当該客室の総数に50分の１を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合にあっては当該客室の総数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上とすること。 イ　出入口の幅は、内法(のり)を80センチメートル以上とし、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとすること。 ウ　車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に設けること。 エ　スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。 オ　便所及び浴室は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。 カ　浴室には、非常用の呼出装置を設けること。 (2) (1)に掲げる客室は、非常時に避難しやすい場所に設けること。 (3) 聴覚障害者に配慮した非常警報装置等を設けること。 (4) 利用円滑化された経路から(1)に掲げる客室までの経路のうち１以上は、７の項に定める構造とすること。
11　エスカレーター	多数の者の利用に供するエスカレーターは、次に定める構造とすること。 ア　乗降口には、移動手すりに連続して固定手すりを設けるとともに、当該固定手すりには、現在位置及び運転方向について点字表示を行うこと。 イ　乗降口には、注意喚起用床材を敷設すること。 ウ　踏み段及びくし板の表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ　踏み段及びくし板は、明度の差の大きい色とすること等により、段を識別しやすいものとすること。
12　洗面所	多数の者の利用に供する洗面所（便所に併設するものを含む。）を設ける場合は、次に定める構造の洗面所を１以上設けること。 ア　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ　車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を１以上設けること。 ウ　洗面器の１以上には、必要に応じ、手すりを設け、かつ、障害者、高齢者等が円滑に操作できる水栓器具を設けること。
13　共同住宅、寄宿舎又は下宿の住戸又は住室(以下「共同住宅等の住戸等」という。)	(1) 共同住宅等の住戸等は、次に定める構造とすること。 ア　出入口には、構造上やむを得ない場合を除き、段を設けないこと。 イ　玄関の土間と上がりかまちの段差は、できる限り小さくすること。 ウ　玄関の床の表面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ　便所の便座は、腰掛便座とすること。 オ　浴室は、出入口の段差をできる限り小さくすること。 カ　入居者の身体状況等に応じ必要な改修を行うことができるよう、手すり下地を設ける等の措置を講ずること。 (2) 主として障害者、高齢者等の利用に供する場合の共同住宅等の住戸等は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。 ア　玄関、便所、浴室等には、手すりを適切に設けること。 イ　浴室の浴槽は、縁の高さ等を障害者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとすること。 ウ　居間、便所、浴室等には、必要に応じ、非常用の呼出装置を設けること。
14　観覧席又は客席(以下「観覧席等」という。)	(1) 別表第１の１の項の(3)、(4)及び(12)に掲げる建築物に多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合は、次に定める構造とすること。 ア　車いす使用者用の区画（以下「車いす使用者用席」という。）を設けることとし、その数は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 (ｱ) 観覧席等に設ける座席の数が100以下の場合　２ (ｲ) 観覧席等に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合　当該座席の数に100分の２を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (ｳ) 観覧席等に設ける座席の数が200を超え、2,000以下の場合

	当該座席の数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に２を加えた数 (ｴ) 観覧席等に設ける座席の数が2,000を超える場合　当該座席の数に１万分の75を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に７を加えた数 イ　車いす使用者用席は、観覧席等に設ける座席の数が200を超える場合には、２か所以上に分散して設けること。 ウ　観覧席等のある室の出入口から車いす使用者用席に至る通路には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。 エ　ウの通路に高低差がある場合は、３の項のアからウまで及び７の項の(2)のオの(ｱ)から(ｳ)までに定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。 オ　車いす使用者用席の床は、水平とすること。 カ　車いす使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。 (2) 別表第１の１の項の(3)に掲げる建築物に多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合は、聴覚障害者が円滑に利用できるよう補聴装置を１以上設けること。
15　公衆電話所	(1) 建築物内に公衆電話所を設ける場合は、次に定める構造の公衆電話所を１以上設けること。 ア　出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 イ　出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ　出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ　車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に車いす使用者が利用しやすくするための空間を有する電話台を１以上設けること。 オ　難聴者及び視覚障害者が円滑に利用できる電話機を１以上設けること。 (2) 必要に応じ、聴覚障害者等が円滑に利用できる公衆ファクシミリを設けること。
16　カウンター及び記載台（以下「カウンター等」という。）	カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に車いす使用者が利用しやすくするための空間を有するカウンター等を１以上設けること。
17　案内標示	(1) 案内標示板を設ける場合は、当該案内標示板は、次に定める構造とすること。 ア　高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。 イ　案内用図記号を使用する場合は、可能な限り日本工業規格に定める標準案内用図記号を使用すること。 ウ　建築物全体の案内標示には、非常口を明示すること。 (2) 別表第１の１の項の(2)及び(16)に掲げる建築物で利用者に対する呼出しを行うものにおいては、視覚障害者及び聴覚障害者等が円滑に利用できる措置を講ずること。
18　改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）（以下「改札口等」という。）	改札口等を設ける場合は、次に定める構造の改札口等を１以上設けること。 ア　幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 イ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ　必要に応じ、点字ブロックを敷設すること。
19　券売機	(1) 券売機を設ける場合は、次に定める構造の券売機をそれぞれ１以上設けること。 ア　車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に車いす使用者が利用しやすくするための空間を有するものとすること。 イ　視覚障害者が円滑に利用できるものとすること。 (2) (1)のイに定める構造の券売機を設けるに当たっては、点字ブロックを適切に敷設すること。
20　授乳及びおむつ替えの場所	建築物内には、必要に応じ、円滑に授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所にはベビーベッド等を設けるとともに、出入口付近には、その旨を表示すること。
21　点字ブロック	建築物内部並びに５の項及び７の項に定める構造の敷地内の通路に点字ブロックを敷設する場合は、次に定める構造とすること。

	ア　日本工業規格に定める形状とすること。 イ　色は、黄色を原則とし、色彩や形状の統一に配慮して敷設すること。ただし、周囲の床材との明度差が確保できない等周囲の床材と識別しにくい場合は、黄色以外とする。 ウ　十分な強度を有し、ぬれても滑りにくい材料とすること。 エ　安全で、できる限り曲がりの少ない道筋に連続的に敷設すること。 オ　壁面又は床からの突出物から適切な距離を確保して敷設すること。
22　非常時の設備	(1) 誘導灯、自動火災報知設備等の設備を設ける場合は、視覚障害者又は聴覚障害者の避難に必要と認められる場所に音、光又は文字標示等による設備を設けること。 (2) 非常口の戸は、外開きとする等避難しやすいものとすること。 (3) 必要に応じ、一斉放送できる設備を設置すること。

2　公共交通機関の施設

整　備　項　目	整　　備　　基　　準
1　改札口	改札口を設ける場合は、次に定める構造の改札口を１以上設けること。 ア　幅は、内法(のり)を90センチメートル以上とすること。 イ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
2　プラットホーム及び乗船場（以下「乗降場」という。）	乗降場を設ける場合は、当該乗降場は、次に定める構造とすること。 ア　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ　縁端には、ホームドア、さく、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備を敷設すること。 ウ　両端には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するためのさくを設けること。
3　通路	(1) 通路は、１の建築物の表の１の項のア、イ及びエに定める構造とし、かつ、障害者、高齢者等が円滑に通行できるよう点字ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。この場合において、通路が傾斜路であるときは、同表の３の項のイ及びカに定める構造とすること。 (2) 次に掲げる経路を設ける場合には、アからエまでにに定める経路のうちそれぞれ１以上は、１の建築物の表の７の項に定める構造とすること。 ア　道等から車両等の乗降口までの経路 イ　アの経路から車いす使用者用便房までの経路 ウ　アの経路から車いす使用者用駐車施設までの経路 エ　アの経路から乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路
4　案内設備	(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下この項において「昇降機等」という。）の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。 (3) 道等に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口）の付近には、次に掲げる案内設備を備えること。 ア　昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備（当該設備を容易に視認できる場合を除く。） イ　公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備
5　休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を１以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
6　その他	公共交通機関の施設に１の項から５の項までに掲げる整備項目以外の部分がある場合においては、それぞれ当該部分に対応する１の建築物の表に規定する整備基準を準用する。

3　道路

整　備　項　目	整　　備　　基　　準
1　歩道	歩道を設ける場合は、当該歩道は、次に定める構造とすること。 ア　有効幅員は、200センチメートル以上とし、歩行者の往来の多い場合は、350センチメートル以上とすること。

	イ　表面は、平坦性を確保すること。 ウ　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ　排水溝を設ける場合は、歩道の切下げ部分に位置しないようにするとともに、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 オ　歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差は車いす使用者が通行する際に支障とならないよう切下げることとし、そのすりつけ勾配は、20分の１以下とすること。 カ　視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、誘導用床材を敷設すること。 キ　歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設（横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。以下同じ。）及び地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
2　立体横断施設	立体横断施設を設ける場合は、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。 ア　階段には、回り段を設けないこと。 イ　階段並びに傾斜路及びその踊り場には、両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。 ウ　手すりは、冬期の利用に配慮した材質を使用したものとすること。 エ　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 オ　踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 カ　視覚障害者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 キ　必要に応じ、屋根又は消融雪装置を設けること。
3　案内標示	案内標示板を設ける場合は、当該案内標示板は、次に定める構造とすること。 ア　当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。 イ　案内用図記号を使用する場合は、可能な限り日本工業規格に定める標準案内用図記号を使用すること。 ウ　当該案内標示板は、積雪等に配慮した高さとすること。

4　公園

整備項目	整備基準
1　出入口	出入口の１以上は、次に定める構造とすること。 ア　幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合は、そのさくまでの間隔は90センチメートル以上とすること。 イ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
2　園路	１の項に定める構造の出入口に通ずる園路の１以上は、次に定める構造とすること。 ア　幅員は、180センチメートル以上とすること。 イ　表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 ウ　高低差がある場合は、１の建築物の表の７の項の(2)のオに定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降機を設けること。 エ　排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 オ　視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、点字ブロックを敷設すること。 カ　必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇所には、点字表示を行うこと。 キ　手すりは、冬期の利用に配慮した材質を使用したものとすること。 ク　便所等公園内の建築物の出入口の付近は、平坦とすること。
3　階段	階段を設ける場合は、当該階段は、次に定める構造とすること。 ア　両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造と

	すること。 イ　手すりは、冬期の利用に配慮した材質を使用したものとすること。 ウ　回り段を設けないこと。 エ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 オ　踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 カ　階段の上端及び下端に近接する園路等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
4　駐車場	駐車場を設ける場合は、別表第１の１の項の(19)に掲げる駐車場にあっては１の建築物の表の６の項、別表第１の５の項に掲げる駐車場にあっては５の路外駐車場の表に規定する整備基準を準用する。
5　改札口	改札口を設ける場合は、１の建築物の表の19の項に規定する整備基準を準用する。
6　券売機	券売機を設ける場合は、１の建築物の表の20の項に規定する整備基準を準用する。
7　ベンチ、野外卓及び水飲み場(以下「ベンチ等」という。)	必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ等を設けること。
8　公園内の建築物	公園内に別表第１の１の項に掲げる建築物を設ける場合は、１の建築物の表に規定する整備基準を準用する。
9　案内標示	(1) 案内標示板を設ける場合は、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。 (2) (1)に定める案内標示板は、１の項に定める構造の出入口付近のほか、園内の要所に設けること。 (3) 必要に応じ、音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 (4) 案内用図記号を使用する場合は、可能な限り日本工業規格に定める標準案内用図記号を使用すること。 (5) (1)に定める案内標示板は、積雪等に配慮した高さとすること。

5　路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	路外駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。 ア　車いす使用者用駐車施設の数は、駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に100分の２を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている場合は、この限りでない。 イ　車いす使用者用駐車施設は、出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、１の建築物の表の５の項のア、イ、エ及び７の項の(2)のエの(ｱ)に定める構造とすること。この場合において、通路に高低差がある場合は、１の建築物の表の７の項の(2)のオに定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降機を設けることとし、当該車いす使用者が利用可能な昇降機の出入口に接する部分は、水平とすること。 ウ　幅員は、350センチメートル以上とすること。 エ　車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示することとし、この場合において案内標識を設ける場合は、積雪等に配慮した高さとすること。

備考　１の表から５の表までに規定する整備基準は、地形若しくは敷地の状況、建築物の構造及び用途その他やむを得ない理由により、当該整備基準によることが著しく困難な場合又は当該整備基準に定められていない構造若しくは設備により当該整備基準による場合と同等以上に障害者、高齢者等が円滑に利用できる場合にあっては、その一部を適用しないことができる。